

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：野村不動産株式会社
代表者：代表取締役社長 松尾 大作
所在地：東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号

名 称：東急不動産株式会社
代表者：代表取締役社長 岡田 正志
所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号

名 称：住友商事株式会社
代表者：代表取締役 兵頭 誠之
所在地：東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号

名 称：ヒューリック株式会社
代表者：代表取締役社長 吉留 学
所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町 7 番 3 号

名 称：東日本旅客鉄道株式会社
代表者：代表取締役社長 深澤 祐二
所在地：東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業
種 類：高層建築物の設置

3 対象事業の所在地

東京都中野区中野四丁目 1 番、8 番

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【景観】

計画地近傍の中野駅北口付近は、歩行者デッキ等が整備され、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所と考えられることから、必要に応じて景観の調査地点の追加を検討すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。